愛知中部水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画の実施状況及び愛知中部水道企業団における女性の活躍状況の公表（令和8年８月）

愛知中部水道企業団では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき「愛知中部水道企業団における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を策定・実施しています。今般、女性活躍推進法第19条第6項に基づき、当該行動計画の実施状況を以下のとおり取りまとめましたので公表いたします。

あわせて、女性活躍推進法第21条の規定に基づき、本企業団における女性の活躍状況を公表いたします。

1　職業生活における機会の提供に関する実績

① 採用した職員に占める女性職員の割合 (各年4月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
事務職 (%)	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00
技術職 (%)	50.00	100.00	0.00	0.00	0.00

② 管理職に占める女性職員の割合 (各年4月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	目標(令和７年度)
管理職の女性割合 (%)	3.45	3.45	6.45	6.45	13.30	15.00

③ 職員に占める女性職員の割合 (各年4月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
女性職員の割合 (%)	14.43	15.15	16.16	16.49	16.00

④ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合及びその伸び率 (各年4月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	伸び率(R8-R6年度)
局長 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 ポイント
副局長 (%)	-	-	0.00	0.00	0.00	0.00 ポイント
次長 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 ポイント
専門監 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00 ポイント
課長 (%)	0.00	0.00	12.50	12.50	11.11	-1.39 ポイント
主幹 (%)	0.00	0.00	0.00	0.00	25.00	25.00 ポイント
課長補佐 (%)	8.33	8.33	7.69	8.33	0.00	-7.69 ポイント
主任主査 (%)	26.32	30.00	31.25	35.71	37.50	6.25 ポイント
主査 (%)	15.38	7.14	6.25	5.56	0.00	-6.25 ポイント
主任 (%)	8.33	8.33	13.33	12.50	12.50	-0.83 ポイント
主事・技師 (%)	20.83	25.00	28.57	33.33	31.58	3.01 ポイント

2　職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

① 平均勤続年数の男女差 (各年4月1日時点)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
男性職員 (年)	20.62	21.97	20.61	21.08	20.33
女性職員 (年)	19.50	19.20	19.00	20.00	20.00

② 男女別の育休取得率

○男性職員

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
育休取得率 (%)	33.33	25.00	100.00	60.00	100.00

○女性職員

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
育休取得率 (%)	対象者なし	100.00	100.00	100.00	100.00

※会計年度任用職員における育児休業取得対象者なし

③　男女別の育児休業の取得期間の分布状況

取得期間の分布（令和7年度）	常勤職員	
(%)	男性	女性
1週間未満	―	―
1週間以上2週間未満	―	―
2週間以上1月以下	100.00	―
1月超3月以下	―	―
3月超6月以下	―	―
6月超9月以下	―	50.00
9月超12月以下	―	50.00
12月長24月以下	―	―
24月超	―	―

※取得対象者がいない場合は「―」と記載

④　男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の取得率・合計取得日数の分布状況

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	目標 (令和７年度)
取　得　率 (%)	33.33	100.00	75.00	100.00	100.00	100.00
５日以上取得率 (%)	0.00	0.00	66.67	60.00	50.00	50.00

【取組内容】　対象職員へ制度の周知や休暇取得に向けた働きかけを実施。

⑤　職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員1人当たりの1月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年
内部部局等	12.1 時間／月

※内部部局等以外は対象者なし